

## 5-2. 二本松市での1次避難所の運営等に関する対応（3月15日頃から1か月後までの動き）

## (1) 浪江町

## ① 東和支所での体制

東和支所での組織体制は以下のとおりである。

表 2-3 東和支所での組織体制

班名	業務内容
災害救援班	遺体捜索や安置所の管理など（安置所は南相馬）
一次立入計画班	立入の許可をるところ
総務班	職員の管理
行政運営班	今後、町をどうすべきかなど、災害対策本部の企画立案
総合情報班	情報提供、問い合わせ対応（電話、窓口） →10人程度
町民窓口班	各種証明発行（被災証明・罹災証明など）
健康保険班	職員による訪問活動（避難所）
福祉こども班	幼稚園・保育所など避難先の入所支援
産業振興・賠償対策班	産業の振興、賠償問題への対応など（4月以降から業務開始）
避難生活支援班	1次避難所の対応 →当初は人数多数
生活支援物資班	各避難所への物資配給、支援物資の受け入れ
住宅支援班	2次避難所から仮設住宅・借り上げ住宅への移転計画策定 （4月上旬頃から業務開始）
出納班	
議会事務局	
教育委員会事務局	

（参考）東日本大震災前の組織体制：総務課、企画課、税務課、住民生活課（防災担当）、産業振興課、建設課、健康保険課、福祉こども課、上下水道課、教育総務課、生涯学習課、出納室、議会事務局

当初は、避難生活支援班に相当数の職員が対応したことにより、最初から表 2-3 の体制で業務を行うことはできなかった。また、必要な支援の内容が目まぐるしく変わることから、それによって、各班の職員数も必要に応じて代える必要があった。そのため、当初は1週間サイクルで人事異動を行っている。

朝礼は毎朝行っていたが、1週間に一度、朝礼に出席していた各班長に、異動の紙（職員の名前を記載した一覧表のようなもの）を手渡していた。人事異動の決定に際しては、事前に総務班と各班長が相談の上で決めていたもので、一覧表が渡される前に、事前に口頭（電話）で伝えるものであった。

しかし、被災者が2次避難所に移り始め、1次避難所が閉鎖するに従って、対応していた職員が東和支所に戻ってきた。それによって、徐々に、健康保険班や生活支援物資班などの班編成ができるようになり、新たな行政サービスが可能となった。

また、当初は職員への指揮命令系統に大変苦労した。町長・副町長は、マスコミや国・県への働きかけが主で、なかなか外に出られず、東和支所に缶詰状態であった。



写真 2-2 東和支所での対応状況

## ② 浪江町内の対応

東日本大震災前、防災業務は住民生活課が担当していた。そこで、住民生活課の一部職員等（8名程度）が津島支所に残り、住民の救助及び避難誘導の業務を行っていた（前述のとおり、3月15日以降も、浪江町内から二本松市内への避難誘導を行っている）。

避難誘導については、まずヘリを使って、避難者を搜索。これにより、住民を発見した後、津島支所に連絡が入り、津島支所から自衛隊と浪江町職員と一緒に現地に行き、避難の呼びかけを行っている。これは、自衛隊の呼びかけには納得してくれないため、説得には職員に当たってほしいとの要望が自衛隊からあったためである。説得した後、避難者をトラックに載せて、東和支所を經由して川俣町のスクリーニング場に行き、避難所に連れていくという行程であった。この行程は半日くらいかかったが、トラックの容量の関係で、1回に連れてくることのできる避難者は3世帯程度に限られており、何往復も繰り返し行われた。

なお、避難誘導に関する業務が継続されていた理由として、東和支所に移ったことを知らず、津島支所に災害対策本部を移したことでまだ知らない住民がいると思われたこと、また津島地区にも住民が残っていたことがあげられる。ただし、当時、津島地区では、町として線量を測っていなかったことから、線量が高かったことがわからずに作業をしていたため、線量の管理をすべきであったことが指摘されている。なお、津島支所では、3月末まで職員が寝泊まりしていたが、4月から7月末までは二本松市内から通っていた。

その他の住民生活課職員は、東和支所において、行方不明者の搜索、遺体安置所の管理、自衛隊との連絡調整が主たる業務となっていた。また、当初は「災害救援班」は津島支所にあつたが、徐々に規模を縮小して、東和支所にシフトしていった。

## ③ 避難所の開設

避難所の開設については、二本松市職員に避難所の割り振りをしてもらい、避難所の開設をもらった。その後も二本松市職員に常駐してもらい、浪江町の職員と一緒に運営を行った。避難所数は、二本松市内に17カ所、川俣町と福島市を含めると計20カ所あった。各避難所には、3～5名程度の町職員（計60名程度）で対応した。

また、救援物資については、直接二本松市役所に集まって混乱した。これらの救援物資の割り振りも、二本松市職員が対応している。浪江町からは、二本松市役所に管理職クラスの職員を1名派遣し、状況の確認に努めた。

#### ④ 避難所の運営

1次避難所の運営では、二本松市職員に多大な協力を受けた。各避難所では、班長が中心となって、二本松市職員も交えて、各避難所の運営を行っていた（1次避難所の避難者数のピークは約3,000名）。また、福島県や全国からの応援自治体職員等も駆けつけてもらった。避難所には透析患者が多数いたため、送迎バスを出して病院に連れて行くなどとした。

また、安否確認については、当初、避難情報整理担当職員（2名）が対応していた。1次避難所及び2次避難所を住民台帳に更新した。避難者情報は、最初に避難生活支援班が把握し、避難生活支援班から安否確認担当に避難者情報を渡して、住民台帳に更新する手順で行った。しかし、当初は、正確な避難者情報を整理することは困難を要した。

表 2-4 二本松市に開設された浪江町指定の避難所一覧

No	避難所名	住所
1	東和第一体育館	二本松市針道字蔵下 23-1
2	東和生きがいセンター	二本松市針道字蔵下 23-1
3	東和文化センター	二本松市針道字上台 132
4	旧針道小学校・体育館	二本松市針道堤崎 25
5	木幡住民センター、体育館	二本松市木幡字呷内 65
6	太田住民センター、旧下太田小学校、旧下太田小学校体育館、太田幼稚園遊戯室	二本松市太田字堺田 47-1
7	戸沢住民センター、体育館	二本松市戸沢字下田 100
8	新殿体育館	二本松市西新殿松林 46
9	岩代第二体育館	二本松市小浜藤町 368
10	あだたら体育館	二本松市岳温泉 1-197-1
11	石井体育館	二本松市平石町 365-1
12	大平体育館	二本松市太子堂
13	岳下体育館	二本松市三保内
14	岳下婦人の家	二本松市三保内 72-1
15	杉田体育館	二本松市西町 223-1
16	二本松住民センター体育館	二本松市亀谷 1-5-1
17	ウッディハウスとうわ	二本松市木幡字東和代 34-1

#### ⑤ 苦情・問合せ対応

3月15日以降、津島支所には8名が残り、残りは東和支所にて災害対策本部の運営を行った。当時、職員数が100名程度であったので、90名程度が東和支所での対応を行ったこととなる。東和支所では、避難所から直接来る被災者の苦情・問い合わせの対応に苦慮した。内容としては、「寒い」、「飲み物がない」などといったもので、10人程度の職員で対応していた。直接、被災者が東和支所に来た理由としては、各避難所から東和支所に電話等で連絡しようとしても連絡がつかなかったことが考えられる（東

和支所での窓口業務の対応で精一杯で、電話に出るほどの余裕が無かった)。この苦情対応については、当初、午前6時～午後11時まで窓口で対応するとともに、電話では24時間対応をしていたため、職員は2交代制で対応していた。この業務は男女共生センター（福島県施設）に移転した5月23日頃まで続いた。

## （2）二本松市

### ① 避難所の開設

前述にも示した通り、福島第一原発1号機の爆発以降、自主避難により、浪江町以外の南相馬市や富岡町など浜通りの住民が入ってきていた。当初はコンビニや公園に集まり混乱状態となっていたが、二本松市内で対応せざるを得ないと判断し、市外避難者を二本松市の避難所に受け入れ、避難所運営に従事することとなった。

浪江町に避難所を割り当てたのは3月15日からになる。3月15日に二本松市長と浪江町長との間で話し合われ、昼過ぎに浪江町民が二本松市役所に集まり始めた。この時は、駐車場も入りきれないほどの大渋滞で混乱状態となった。その後、二本松市が割り当てた避難所に基づき、浪江町職員が市役所1階の市民ホールにて、地域ごとに被災者を各避難所に割り振りし、移動してもらうこととなった。

二本松市内で開設した避難所は全部で19箇所、うち浪江町民に対して割り当てた避難所は17箇所、他自治体を対象とした避難所が2箇所（JICA訓練所、城山第2体育館）であった。

なお、他自治体を対象とした2箇所の避難所は、前述の自主避難による南相馬市や富岡町等の避難者の他、国や県が自衛隊のヘリやバス等で直接避難を行った福島第一原発近隣自治体の住民などが入所していた。これら2箇所の避難所は、早い時期から避難者を受け入れていたため、浪江町民に割り当てた避難所からは除外された。

その他、福島第一原発付近にある双葉町特別養護老人ホームから、自衛隊のヘリで、市内にある男女共生センターにてスクリーニングを行い、入所者を収容していた。

### ② 避難所の運営

二本松市職員が各避難所に従事したピーク時の人数は、3月15日～16日で40人程度であった。浪江町民対象の避難所（17箇所）では、二本松市職員2名と浪江町職員が運営に従事し、段階的に二本松市職員を減らしていった。浪江町民対象の避難所運営については、（1）に記載のとおりである。

また、浪江町民以外を対象にした避難所（2箇所）では、二本松市職員のほか、福島県職員とともに運営に従事し、当初2～3日程度は、二本松市職員主導で運営を行い、その後、避難者の中からリーダーが出てきて、運営を行うようになった。また、1週間程経過すると福島県職員が応援に来るようになった。それ以降、二本松市職員も随時減らしていった。特に、JICA訓練所では、1日1回リーダー会議を実施し、不都合なことや要望等を聞いていた。会議には、避難者のリーダー、県・市職員も含めた会議であった。

浪江町民以外を対象にした避難所については、二本松市で避難者名簿を作成し、どこから来た避難者かを把握していた。浪江町民対象の市内17箇所の避難所については、浪江町職員により避難者名簿が作成され、それを二本松市に提供してもらった。

なお、二本松市内における19箇所の避難所のピークは4月2日で、浪江町民が2,712人、他自治体が542人といった状態であった。

## ③ 物資の仕分け・配送

3月15日以降、二本松市役所1階の市民ホールにおいて、物資の仕分けを行っていたが、3月中は大混乱をきたした。全国各地から物資を運搬する方は、まず市役所に来て、事前連絡もなくドンドン市民ホールに置いていった。これに対して、仕分けや避難所等への配送を二本松市職員が対応した。そのため、「物資調達係・物資配給係」を設け、配送は1日に2回行った。また、送られてくるものと避難者が要望するものとズレがあり、マッチングがうまくいかなかった（布団ばかり、洋服ばかりといったことがあった）。



写真 2-3 物資仕分け状況（二本松市役所1階 市民ホール）

## ④ 透析患者等への対応

二本松市役所の近隣に県の合同庁舎があり、人工透析患者の避難所になっていた。近隣の病院については、人工透析のキャパシティが元々なかったが、さらに浪江町の被災者が来たために、混乱が生じた。

## ⑤ 二本松市民に対する対応

3月14日の福島第一原発3号機の爆発に伴い、3月17日には福島県職員による線量の測定が開始された。この時に初めて二本松市内の線量が高いことが確認された。3月18日には、二本松市が3つの線量計を調達し、独自に測定を開始することとなる。

ちなみに、3月17日の二本松市役所では13マイクロシーベルトといった状況で、1週間程度経過すると、5～7マイクロシーベルトまで落ちた。市内で高い線量を示したのは、阿武隈川・国道4号・東北本線に沿った地域で、西側の安達太良山方面は線量が低かった。これらの線量は、市のHPと災害対策情報誌（後述）により公表され、HPでは3月18日から公表している。

二本松市まで線量が来ていることが報道されて以降、市民からの問い合わせが格段に多くなり、職員はその対応で多忙を極めることとなった。また、二本松市から避難する住民も増えていったという。

## ⑥ 災害対策情報誌

市民への情報提供として、月1回の広報紙を発行していたが、それだけでは足りないこと、またHPでの情報提供も行っていたが、お年寄りは見ないであろうとの理由で、3月21日に災害対策情報誌の第1号を発刊し、以降、月2回の頻度で発行した。内容は、災害の状況、放射線量、農作物の測定結果

などで、A4両面刷りとした。配布は、区長・町内会長を通じて全戸に行う他、各公共施設のカウンターに置いたり、市外への避難者には郵送で配布した。(住民票を移していない住民は、市外にいても二本松市民として扱い、住所を把握している場合のみ、郵送にて配布した。)

## 二本松市災害対策本部情報 (第5号・H23.4.18発行)

### 畑作についての考え方

畑作については、現在、出荷や摂取の制限を受けているもの以外は作付けを進めていたと考えています。

畑の土壌基準や土壌から農産物へ放射線が移行する係数は国から示されていないため、産出作物をサンプリングにより調査し、国が定めた食品衛生法上の暫定基準値以下ならば、安全な食品として市場に出荷できることとなります。

県は、農産物の安全性を確保するためサンプリング調査を継続する他、出荷制限を受けている野菜の解除を進めるため、県内を県北・県中・県南などの地域に区分し、指標となる代表作物のサンプリング調査を定期的に行うとしたところです。

畑への作付けや畑の農産物の摂取については、最終的には自己で判断することになり、原発事故が収束しない現状では大いに不安であるところですが、農業者や販売を目的としない生産者の方、家庭菜園を営む方、さらには消費者の方においても、出荷制限等の意味をよくご理解いただき、畑作を行い、安全な農産物を食べていただきたいと思います。

### 稲の作付けが出来ることになりました

福島県が行った土壌分析の再調査の結果、**国の定めた水田の土壌基準の5,000ベクレル(Bq/kg)以下でありましたので、作付けが出来ることになりました。**

なお、稲の収穫後に米の分析を行い、食品衛生法上の暫定基準値500ベクレル(Bq/kg)を超える場合は、出荷制限を受けることになります。

### ○摂取や出荷の自粛を要請している本県産の食品について(平成23年4月13日現在)

区分	品目	左記の代表例	国の要請内容
野菜	非結球性葉菜類	ホウレンソウ、コマツナ、カキナ、あぶらな、ちぢれ菜、紅葉苔、くきたちな、カブレ菜、信夫冬菜、山東菜、べかな、非結球はくさい、チンゲンサイ、パクチョイ、タアサイ、たかな、かつおな、からしな、みずな、たいさい、サラダ菜、サニーレタス、しゅんぎく、フダンソウ、なばな、さいしん、オータムボエム、かいらん、つぼみな、みずかけな、ケール、しろな、仙台雪菜、千宝菜、のざわな、べんり菜、山形みどりな、わさびな、サンチュ、プチヴェール、ウルイ、畑ワサビ、花ワサビ、クレソン、ルッコラ、ナズナ、アイスプラント、葉ダイコン、ふきのとう、オカヒジキ、さんしょう(葉)、ツルムラサキ、モロヘイヤ 等	摂取および出荷の自粛
	結球性葉菜類	キャベツ、はくさい、結球レタス、芽キャベツ 等	
	アブラナ科花蕾類	ブロッコリー、カリフラワー、茎ブロッコリー 等	
	カブ	こかぶ、赤かぶ、聖護院かぶ 等	
セリ	相馬市において産出されたセリ	出荷の自粛	
畜産	原乳	会津地方で産出されたものを除く	

◎問い合わせ…農政課総合農政係 ☎0243-55-5116

本表の他、きのこ類、水産物なども対象ですが、安達地方の農産物は該当になっていませんので紙面の関係で省略いたします。

### 飲料水(水道水)の放射性物質モニタリング検査結果

単位:Bq(ベクレル)/kg

水道事業名	二本松上水道事業		岳簡易水道事業		安達簡易水道事業		岩代簡易水道事業		摺上川ダム(安達・東和)	
採水場所	農村婦人の家		岳温泉観光協会		吉倉高齢者能力活用センター		岩代図書館		すりかみ浄水場	
採水月日	放射性ヨウ素	放射性セシウム	放射性ヨウ素	放射性セシウム	放射性ヨウ素	放射性セシウム	放射性ヨウ素	放射性セシウム	放射性ヨウ素	放射性セシウム
3月29日	不検出	不検出	不検出	不検出	31	不検出	不検出	不検出	7.4	不検出
4月1日	不検出	不検出	不検出	不検出	26	不検出	不検出	不検出	4.9	不検出
4月4日	不検出	不検出	不検出	不検出	33.9	不検出	—	—	7.2	不検出
4月5日	—	—	—	—	—	—	不検出	不検出	—	—
4月6日	不検出	不検出	不検出	不検出	30.6	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
4月8日	不検出	不検出	不検出	不検出	24.6	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
4月10日	不検出	不検出	不検出	不検出	19.2	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
4月12日	不検出	不検出	不検出	不検出	9.4	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

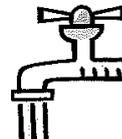
※1 東和簡易水道事業は、3月26日よりすべて「摺上川ダムの浄水」による配水に切替えております。

※2 岳簡易水道事業は、4月8日までは岳温泉郵便局で採水。4月10日からは岳温泉観光協会で採水。

原子力安全委員会が定めた「飲食物摂取制限に関する指標(飲料水の場合)」

・放射性ヨウ素:300Bq/kg(※乳児100Bq/kg) ・放射性セシウム:200Bq/kg

◎問い合わせ…水道課水道業務係 ☎0243-55-5137



### 避難者情報等の提供について(お願い)

#### ◆市外からの避難者を受け入れているご家庭へ

市内において、避難者の受け入れを行っている方は、避難者の情報を、下記までご報告ください。

また、受け入れを行っている中で何かお困りの方も、その旨ご相談ください。

#### ◆市外に避難した方の情報をお持ちの方へ

二本松市から市外に避難されている方の情報をお持ちの方は、下記までご報告ください。

◎問い合わせ…生活環境課市民生活係 ☎0243-55-5102

または各支所地域振興課・各住民センター

### 地震に伴う土砂災害に注意してください

東北地方太平洋沖地震以降余震が続いており、土砂崩れなどの土砂災害が発生しやすくなっていますので、山間部や急傾斜地では注意が必要です。

裏山などで異変を見たり感じたりしたら、安全な場所に避難するとともに、下記までご連絡ください。

◎問い合わせ…生活環境課市民生活係 ☎0243-55-5102

または各支所地域振興課

図2-8 二本松市災害対策本部情報誌(第5号、H23.4.18発行)